

資料

Research
Data

我が国と欧米の法規と学会諸規定にみる 動物福祉への配慮

安藤元一*・村山公一郎**・蓮見桃子***・小川 博*

(平成 22 年 11 月 18 日受付/平成 23 年 1 月 21 日受理)

要約：欧米および我が国における諸学会の動物福祉関連倫理規定の導入状況と特徴を調査するとともに、日英の関連法規を比較した。我が国の動物関連法規が努力目標をかかげているだけなのに対し、英国の法規では、しばしば数値基準が導入されており、免許・資格・登録制度や査察制度が充実していて、実効的であった。英国の条文がしばしば動物は守られるべきというように動物を主語に書かれているのに対し、我が国の条文では人は何をすべきといった書き方が中心であった。投稿規定に動物の取扱いに関する倫理規定を有する学会の割合は、欧米諸国で 52% であるのに対し我が国では 36% と低く、とりわけ野生動物関連学会における整備が遅れていた。我が国でも 2000 年代からは倫理的記載を導入する学会が増加しており、規定の方向性については欧米と大差なかったが、後者においては内容がずっと具体的かつ詳細であった。

キーワード：動物福祉, 学会, 倫理規定, 欧米, 日本

1. はじめに

動物福祉 (animal welfare) は 18 世紀以降に西欧で発展してきた思想である¹⁾。動物福祉自体に明確な定義は存在しないが、英国家畜福祉協議会 (FAWC) が提唱する「5 つの自由」を参考とする国が多く、いずれの国も「動物が不必要な苦痛や不安から開放され、基本的な行動様式に従う自由を与える」ことを基本としている。動物福祉への動きはとりわけ英国の畜産業を中心に盛んであり、現在は欧米とりわけヨーロッパにおいて生きた動物を取り扱うほとんどすべての産業において不可欠な要素となっている²⁾。例えば動物福祉 5 年行動計画として農畜産業を幅広くカバーする「2006–2010 年動物の保護及び福祉に関する欧州共同体行動計画」などがある。世界動物保健機構 (World Organization for Animal Health, OIE) でも畜産動物および水産動物に向けた動物福祉の基準の作成を基盤とし、野生動物を含む動物関連分野において段階的に基準の作成を進めている。こうした動きは畜産動物だけでなく伴侶、展示、実験、野生動物といった幅広い分野に及んでいる。野生動物の捕獲方法に関する国際人道的罠基準 (The Agreement on International Humane Trapping Standards, AIHTS) が 2007 年から施行されるなど、その影響は毛皮産業や野生動物研究にも及んでいる。一方、我が国における動物福祉を中心に据えた法律は、1973 年に制定された環境省所管の「動物の保護及び管理に関する法律」である。この法律は 2000 年に「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更された。すなわち「保護」はより観念的な「愛

護」という情動を含む用語へと変化し²⁾、以前までの「物」としての扱いから「命あるもの」であることが文中に明記された。この法は 2005 年には改正されて国際的基準である 3R (代替 Replacement, 削減 Reduction, 改善 Refinement) の原則が盛込まれた。農林水産省においても、動物福祉に関する近年の世界の動きが畜産業に大きな影響を与える可能性があることから、2007 年度から「動物福祉に配慮した家畜動物の飼育ガイドライン作成計画」が 4 年計画で開始されている。しかし国内においては動物福祉に関する議論は低調であり、これらに関する研究も立ち遅れている²⁾。とりわけ野生動物学の分野ではこのことに関心を持つ研究者は少ない。

動物福祉はそれぞれの国の文化、とりわけ動物観に深く根ざしているため、欧米における取り組み方が必ずしも我が国に適した方法とは限らない。本研究の目的は、我が国と欧米諸国における動物福祉関連法規や諸学会の倫理規定にみられる現状を明らかにすることである。

2. 方 法

(1) 国内および英国における動物福祉関連法規

動物福祉に関する法律的な整備が最も進んでいるとされる英国¹⁾の動物関連法規と我が国の法規とを比較するため、動物福祉に関する配慮が法規中に記載されている事例数を数えた。日本については、環境省が動物福祉に関する法律を所管していることから、同省所管の 20 法律 6 条約を調査対象とした。英国の動物関連法については海外の動物保護法に関する資料³⁾をもとに、26 法律について動物福

* 東京農業大学農学部バイオセラピー学科

** 富士ソフト株式会社

*** ちよだ鮎

社に関連する諸項目数を調査した。対象項目の分類は、英国家畜福祉協議会 (FAWC) が提唱する「5つの自由」(渴き飢えからの解放、不快な状況からの解放、痛み・怪我・病気からの解放、正常な行動を呈する自由、恐怖や心理的苦痛からの解放)と「野生動物の研究と管理技術」⁴⁾の第4章「野外における野生動物の適切なケアと利用のためのガイドライン」を参考に整理した。また対象動物と人との関わり方が動物福祉に対する考え方に違いを生んでいる可能性を考え、対象動物を伴侶動物、実験動物、畜産動物および野生動物にカテゴリー分けした。伴侶動物は人との心の結びつきが強く、実験動物は本質的に生体に何らかのストレスを与えざるをえず、畜産動物は食用とされるので奪わざるをえず、野生動物は人との直接のつながりが少なくて人の占有下にないというそれぞれの特徴があるからである。

(2) 国内外動物関連学会の倫理規定

国内および欧米諸国(英・米・その他)の動物関連学会あるいは学会が発行する学術雑誌について、動物福祉に関するガイドラインあるいは倫理規定の内容を2007年6～11月の時点で調査した。調査対象としたのは研究に際して生きた鳥獣を用いると考えられる国内81学会91学術雑誌および国外87学会(英国34, 米国34, その他21)89誌(英国37, 米国31, その他21)である。医・歯・薬・食品のカテゴリーは国内のみ調査した。対象学会は次の中から選択した。

- ・日本学術会議登録学会
- ・「全国各種団体名鑑2004～2006年版」⁵⁾に掲載された農学、生物学、獣医学、医学・歯学・薬学の国内学会
- ・「学会名鑑2004～2006年版」⁶⁾に掲載された農学、生物学、獣医学、医学・歯学・薬学の国内学会
- ・「The Europa World of Learning 57th Edition」⁷⁾に掲載されている農学、水産学、獣医学分野の学会
- ・「Yearbook of International Organizations」⁸⁾に掲載された哺乳類/鳥類に関連する諸学会
- ・学術出版社 Elsevier, Blackwell, Springer が発行する哺乳類/鳥類に関連する学術雑誌

3. 結果とまとめ

(1) 国内動物関連法の動物福祉に関する該当箇所

調査対象法規の中に記載された福祉の該当箇所を内容別にみると、飼育関係が35件、野生動物関係が27件、痛み・苦痛の軽減が21件、輸送関係が20件であった(図1)。これら該当項目の多くは展示動物や実験動物に向けて定められた基準であった。法文には「努める」といった努力目標による記載部分が多く、最終的な動物への配慮は動物の所有者が権限を持つと記載されていることが特徴であった。すなわち、我が国の動物関連法規は福祉的な配慮を具体的に指示する力をもっておらず、国が定める指針等が該当する場合を除いて、一般の飼育者や関連業者等を含む動物の所有者各々がもつ知識によって福祉の配慮の内容が左右される傾向にあるといえる。他方、英国法にみられ

ず国内法のみを確認された項目として「動物が命あるものであることに鑑み」という表現で示される「命の重視」のカテゴリーがあげられる。また我が国の条文は動物を主語にせず、(人は)何をすべきといった書き方が中心であった。

(2) 英国動物関連法の動物福祉に関する該当箇所

英国における動物福祉に関する記載の見られた法規数を、伴侶動物、実験動物、畜産動物、野生動物という4カテゴリー別に図2に示した。いずれのカテゴリーの動物に対しても共通してみられたのは、免許・資格・登録制度および査察制度である。免許・資格・登録制度では動物への配慮や取扱いについて正しい知識を学んだ者だけが動物取扱業に就くことを許可される。査察制度では動物取扱業者が取扱い動物に対して適切な配慮を行っているかどうか政府が定期的に査察を実施することで動物福祉への徹底を図っている。動物福祉の観点からの査察は我が国にはみられない制度である。英国にしかみられないもう一つの特徴として、科学的見地から得られた数値が随所に反映されていることが挙げられた。また人の占有下にない野生動物も虐待防止や生息地の攪乱等から保護するということも含めて、動物福祉の対象として捉えている法律が「アナグマ保護法」(1992)などで確認された。加えて、英国の条文はしばしば「動物は守られるべき(例 animals be protected in such ways as...)」というように動物を主語に書かれているのが特徴であった。

(3) 動物関連学会における倫理規定

国内および欧米諸国における動物関連学協会誌における倫理規定の例を表1に示した。記載方法にはいくつかのパターンがあった。一つは日本実験動物学会にみられるように学会として「動物実験に関する指針」を定め、投稿規定ではそれを参照するように指示しているケースである。日本哺乳類学会のように、「哺乳類標本の取り扱いに関するガイドライン」の中に倫理規定を挿入している場合もあった。日本繁殖学会のように独立した指針を設けず、投稿規定の中に倫理規定を盛り込むケース、また日本生殖学会のように、国家のガイドラインに従うよう記すケースも見られた。欧米の学会と比較すると、表現方法には大きな違いは認められないが、我が国の規程は概説的な内容であるのに対し、欧米のそれらは相対的に詳細であった。とりわけ英国においては、Association for the Study of Animal Behaviourの例に見られるように数値的な表現こそされていないが、規定が詳細かつ具体的であり、実効性のある規程となっている例が多かった。

国内と欧米諸国において投稿規定内に倫理規程を保有している学会の割合を比較すると、国内で36.1%、欧米諸国合計で52.4%となった。また欧米諸国合計を国別に比較すると、英国で62.5%、米国で58.1%、その他の欧米諸国で28.6%となった(図3)。このことから我が国の動物関連学会では英米に比べて動物への配慮の考え方が十分には浸透していないことが示唆された。調査対象とした欧米諸国学

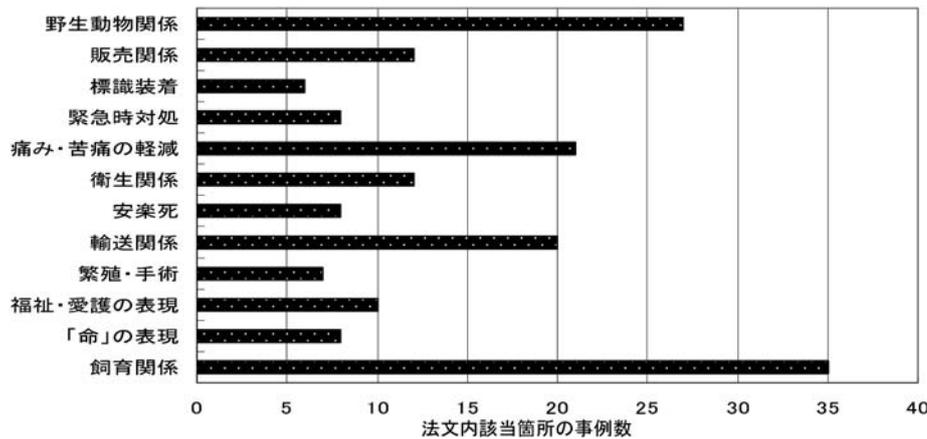


図 1 国内動物関連法にみられる動物福祉に関する該当箇所数

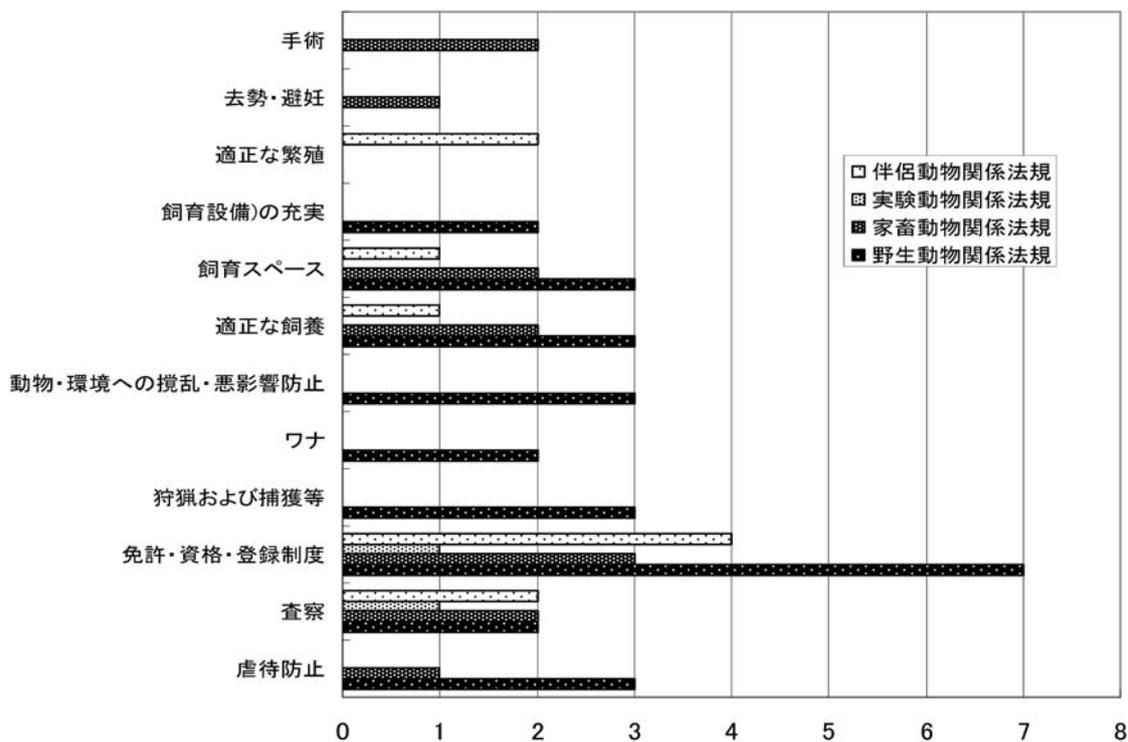


図 2 英国における動物福祉に関する記載がみられた動物法数

会の中で倫理規定を有する学会の割合を獣医・野生・実験・畜産の4カテゴリーの中で比較すると、獣医82.4%、野生51.7%、実験42.9%、畜産70.6%となり、獣医と畜産の分野で福祉的配慮を明記している学会が特に多かった(図4)。国内学会についてはこれら4カテゴリーに医歯薬食品系を加えて同様に調査した。その結果、国内では医歯薬食品系の学会が80%と高い値を示した他は、獣医46.7%、野生26.3%、実験31.3%、畜産30%となり、欧米諸国と比較して総じて低い値となった。また国別に比較すると英国では獣医と畜産に関する学会が特に高い割合で倫理規程を保有していた。米国においてはカテゴリー間における割合に大差はみられず、全ての分野において比較的均等に福祉的配慮が考慮されていた(図4)。

(4) 国内動物関連学会の投稿規定改訂年と倫理規程導入時期に関する比較と倫理規程等に関する今後の対応
この度調査対象とした国内動物関連学会誌91誌のうち投稿規定の改訂年が確認された51誌について、投稿規定の改訂年と倫理規程の導入時期について調査した。結果、英米では2000年以前までに投稿規定に倫理的記載を記載する学会がみられた。他方、我が国では倫理規程や投稿規定にそうした記載が盛り込まれた例は2002年までにはみられず、2003年以降に増加していた(図5)。図5を獣医・野生・実験・畜産・医歯薬食品の分野に分けてみると、2000年以降に投稿規定が改訂されて倫理規程が導入された割合は医歯薬食品系学会で最も多かった。投稿規定の改訂は野生動物関連学会で最も多かったが、倫理規程の導入

表 1 日本及び欧米の動物関連学協会誌における倫理規定の例（2007年度有効の投稿規定から）

学協会名	学協会の規程や学会誌の投稿規定にみられる動物福祉関連部分の抜粋
日本実験動物学会	学会として「動物実験に関する指針」を定めている。その中の項目には、施設・設備・組織の整備、実験計画の立案、動物の研修と検疫、実験動物の飼育管理、実験操作、実験終了後の措置が約3,500字で記載されているが、数値指標は示されていない。学会誌の投稿規定には「動物の使用並びに世話において倫理的な扱いがなされていない原稿については返却することがある。実験動物のためのガイドラインを参照のこと」との記載がある。
日本薬理学会	学会として「動物実験に関する日本薬理学会指針」を定めている。学会誌の投稿規定には「動物実験は指針に基づいて倫理的に行われたものでなければならない」との記述がある。
日本眼科学会	学会誌の投稿規定に次のような記述がある。動物を対象とした研究では、動物愛護の立場から適切な実験計画を立て、全実験期間を通じて飼養および保管に配慮することが必要である。「動物の愛護及び管理に関する法律」、および「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示第88号）」を参照のこと。
日本生殖学会	学会誌の投稿規定に、「動物を含んでいるいかなる研究も、倫理的に許容でき、研究において動物を使用する際に関連する国家ガイドラインに従った証明をしなければならない」との記述がある。
日本繁殖生物学会	学会誌の投稿規定に「倫理」の項目があり、次のように記載されている。調査者は、研究における動物の世話と扱いについて高い水準を守るべきである。厳しい科学及び統計の標準を満たす最小の動物数が使用されるべきである。研究動物は、適切に収容され給餌されるべきであり、周囲の環境は衛生的な状態に保たれるべきである。動物は適切な麻酔薬、鎮痛剤および精神安定剤を受け、手術前、手術中そして手術後の処置における不快感及び苦痛を最小限にするべきである。動物を使用する全ての実験は、制度上の動物実験委員会の下で適切に行われるべきであり文書化して述べる必要がある。
日本畜産学会	和文誌の投稿規定には「動物に不必要な苦痛を与えるなど、倫理に反すると判断した場合は、掲載を拒否することがある」との記載がある。英文誌には「著者は、研究計画のためのプロトコルが行われた機関において設立された倫理委員会の承認を十分に得たことを述べなければならない」との記載がある。
日本獣医公衆衛生学会 日本小動物獣医学 日本産業動物獣 医学会	学会誌の投稿規定において次の記載がある。投稿原稿における症例および実験動物の取扱い「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき生物の愛護の精神に則って行われており、動物を用いた研究は次の条件を満たさなければならない。 1. 人または動物の保健衛生に関する学術の進歩および社会福祉の向上のために十分意義のあるものであること。 2. 必要最小限の数の動物を用いており、他の手段では代替できないものであること。 3. 動物の不必要な苦しみを避けるために十分な獣医学的配慮がなされていること。動物の取扱いに関し、倫理上の問題がある場合には採択しない。
日本野生動物医学 学会	学会誌の投稿規定に「実験遂行にあたって倫理面への配慮に欠ける論文は採択しない」とある。
日本哺乳類学会	学会として「哺乳類標本の取り扱いに関するガイドライン」を定めており、その中に動物福祉に関する記載がある。採集の際の必要個体数や罠や仕器の使用について、約5,500字の記載がある。学会誌の投稿規定では同ガイドラインの参照を求めている。
日本動物心理学 会	学会として「動物実験の指針」を定めている。投稿規定においては「原稿は動物実験の指針に準拠したもののみ受け付け」と定めている。
日本動物行動学 会	動物行動研究のためのガイドラインを持ち、その中で「学会動物行動研究倫理委員会を置くこと。会員は委員会の定めるガイドラインに準拠して研究を行わなければならない」との記述がある。
Zoological Society of London (英)	実験研究を報告する論文は、英国国家もしくは同等の法律によって定められる規格と手順に従わなければならない。注意は動物行動学会誌の各1月号にて発表される「研究における動物使用のためのガイドライン」から得られる。実験が動物虐待を含んでいる研究、もしくは個体数、種、生息地を危険にさらした可能性のある研究に基づく論文は受け入れられない。編集者は倫理的な面で、ロンドン動物学会の倫理委員会に助言を求めることがある。
Association for the Study of Animal Behaviour (英)	研究上で倫理を考慮すべき問題があるならば、著者はその原稿に関し、どのようにそれら考慮したか述べねばならない。例えば次のような事項は記載されねばならない。全般的な飼養管理方法、野生捕獲された動物の放野を含む実験後の処分、一腹子の選別、遺棄に関する技術、攻撃性、捕食される危険性、餌としての生きた動物の使用、寄生虫感染、技術もしくは操作(例えば、生理的、薬理的、遺伝子、血液および組織採取、麻酔や拘束の使用、換羽)、罠による捕獲、マーキング、餌や水の剥奪、他個体からの隔離、血液操作、環境操作、保護結果、研究のために得た免許や認可の詳細。著者がこれらの情報に記載できないならば、我々の審査を受ける前に、研究論文の再提出および改定を要請する。未解決の倫理的問題が残る特別な場合では、その原稿は更なる判断のために学会の動物管理委員会もしくは倫理委員会へ送られるかもしれない。
British Veterinary Association (英)	実験の手法が深刻であり、提出された論文の業績が正当化されないような場合、その論文は返却される可能性がある。
American Veterinary Medical Association (米)	動物の関わる全ての研究調査は、動物福祉法に概説されるガイドライン、実験動物の人道的な取り扱いと使用に関する米国公衆衛生局方針、実験動物の取り扱いと使用のためのNRCガイド、もしくは農業研究および技術における農業動物の取り扱いと使用のためのガイド、または同等のガイドラインに従って実行されていなければならない。動物が有害、高ストレス、厳しい条件もしくは処置を受けたと推測される情報を含んだ原稿は、十分正当性があつたことを納得いくように証明しない限り考慮されない。個人所有の動物を含む原稿は、告知に基づく同意を得たことを示唆している声明を含まなければならない。もし動物が安楽死させられるならば、安楽死の方法を示さなければならない。安楽死の方法は、安楽死におけるアメリカ獣医師協会の2000年の報告に概説されているガイドラインに従わなければならない。
European Society of Veterinary Dermatology (欧)	学会誌は動物に不要な、もしくは回避可能な痛みや苦痛を受けさせたとと思われる根拠をもつ、いかなる論文も拒絶する権利を保有する。研究で動物が使われた場合、関連研究が倫理的、動物福祉、組織の審査認定証の元で実施されていなければならない。さらに、持ち主がいる動物を研究材料にした場合は、所有者からの詳細な承諾文書も添付せねばならない。
Journal of Animal Breeding and Genetics (フィン ランド)	実験動物を用いる研究の場合、著者は調査結果の再現性(例えば、個体の出自、繁殖、無菌性、習慣、体重)や動物の維持(使用飼料、環境等)に関して、正確かつ詳細に伝えるよう求められる。加えて、動物における全ての取り扱いが適切な人道的方法に従って行われたことを実証することが必要である。

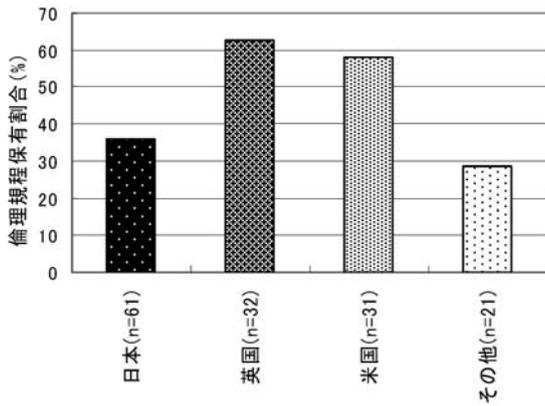


図3 日・英・米およびその他西欧諸国の学会における倫理規程の国別保有割合

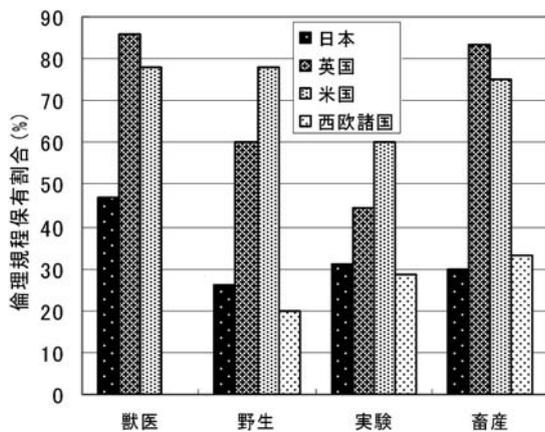


図4 日・英・米およびその他西欧諸国の学会における倫理規程保有割合 (対象動物のカテゴリおよび国別)

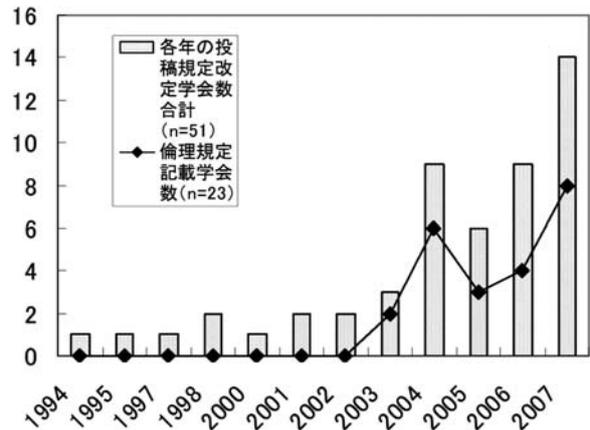


図5 国内動物関連学会の投稿規定改訂件数と倫理規程導入件数に関する近年の変化

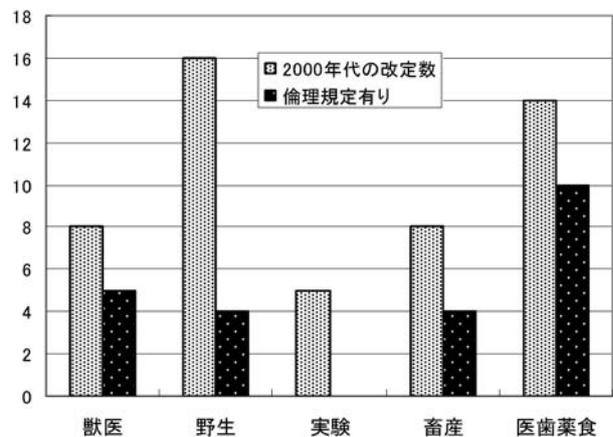


図6 国内動物関連学会の投稿規定改訂年と倫理規程導入時期に関する動物カテゴリ別の比較

率は低かった (図6)。

国内動物関連学会81学会に「今後、倫理規程についてどのように捉えてゆか」と問うたところ、47学会から回答をいただいた (図7)。この結果をみると、医歯薬食品系学会は既に規程が整備されていて、今後の課題と答えた学会はなかったが、野生動物系の学会においては「今後の課題」あるいは「検討の予定なし」という回答の率が他のカテゴリに比べて多い結果となった。

今回の調査結果から我が国と欧米における動物福祉の傾向をみると、「動物が命あるものであることに鑑み」という「命」を重視する表現が我が国の法律にしか見られないことが挙げられる。欧米の動物福祉は動物に苦しみを与えないことを重視し、我が国は動物の命を大事にするという傾向は、これまでも指摘されてきたが⁹⁾、そのことが法律の条文中でも確認できた。仏教思想に基づく我が国独自の動物観が反映された結果と思われる。また我が国の動物福祉関連の法規が抽象的な努力目標を述べるに止まっているのに対し、英国の法律においては数値的な記述があることに加え、免許・資格・登録制度や査察制度など、法律を実効あらしめるための制度を伴っていた。これに対し我が国の法規においては、動物福祉の観点からの免許・資格制度や

査察制度はなく、動物取扱業者の登録制度が2006年に「動物の愛護及び管理に関する法律」の中に導入されただけである。また英国の法律が野生動物までを動物福祉の対象としているのが特徴である。我が国では飼育下の動物には「動物の愛護と管理に関する法律」が適用されて飼育責任の所在が明確であるが、野生動物は基本的に所有者のいない無主物として扱われるので、管理責任者のいない野外の動物を実効性のある動物福祉の対象とするのは我が国では困難である。

学会の倫理規定については、我が国の諸学会の取り組みは欧米諸国よりも遅れていたが、2000年代になって整備が進みつつある。動物実験ガイドラインを策定する必要性については、日本学術会議が既に1980年の段階で内閣総理大臣に勧告しているが、1990年代に整備が進まなかった原因は不明である。倫理規定の内容については法律に見られたような日欧の質的な違いは少なく学術研究の分野においては文化的背景の違いは明確でなかった。しかし規程の内容については英国をはじめとする欧米のそれらの方がずっと実効的であり、規程の有無だけで比較するよりも大きな違いがあった。

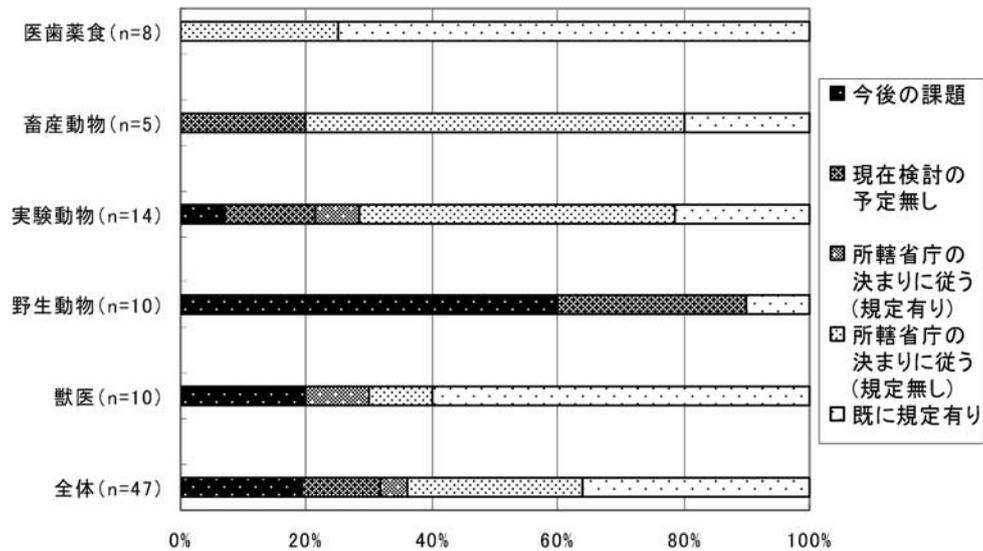


図 7 国内動物関連学会の倫理規程に対する今後の対応

謝辞：本研究は東京農業大学農学研究所プロジェクト研究「動植物の生産と新たな役割：日本型の動物福祉に関する考え方の分析」における成果の一部である。

引用文献

- 1) 野上ふさ子 (2000) 英国の動物法概説. 畜産の研究, 54 : 3-8.
- 2) 佐藤衆介 (2005) 家畜福祉の倫理と科学. 生物科学, 56 : 194-203.
- 3) 地球生物会議 (2000) ALIVE 資料集 海外の動物保護法. 地球生物会議, 東京.
- 4) 鈴木正嗣 (編訳) (2001) 野生動物の研究と管理技術. 文永堂出版, 東京.
- 5) 原書房編集部 (2004~2006) 全国各種団体名鑑 2004~2006年版, 原書房, 東京.
- 6) 財団法人日本学術協力財団 (2004) 学会名鑑 [2004~6年版], ビュープロ, 東京.
- 7) GLADMAN, A. (ed.) (2007) The Europa world of learning 56th ed., Routledge, London.
- 8) SAUR, K.G. (2006) Yearbook of international organizations : guide to global civil society networks, Union of International Associations, Munchen.
- 9) 佐藤衆介 (2005) アニマルウェルフェア—動物の幸せについての科学と倫理. 東京大学出版会, 東京.

Animal Welfare-Related Considerations in Laws and Ethical Codes of Academic Societies in Europe and the U.S. and Japan

By

Motokazu ANDO*, Koichiro MURAYAMA**, Momoko HASUMI***
and Hiroshi OGAWA*

(Received November 18, 2010/Accepted January 21, 2011)

Summary : This study aims at clarifying the characteristics and nature of animal welfare-related ethical codes of academic societies in Europe and the U.S. and Japan. Related laws of U.K. and Japan were also compared. Many animal-related laws in U.K. indicated numerical standards for animal welfare, but those of Japan mentioned only non-binding targets. While legal regulations in Japan mostly mentioned non-binding targets, those in U.K. were more numerical and concrete, including licensing, qualification, registration and inspection systems. The subjects of law sentences in U.K. were mainly animals (e.g. animals be protected...), while those of Japan's mainly mentioned observance items for humans (e.g. a person should do...). The ratio of academic societies that had ethical codes in contribution rules of their journals were 52% in Europe and the U.S., and 36% in Japan. The ratio of wildlife-related societies was 26%, being lowest in Japan. In Japan introduction of ethical codes started to increase after 2003. But societies in Europe and the U.S. had more rich and detailed contents.

Key words : animal welfare, academic society, ethical code, Europe and the U.S., Japan

* Department of Human and Animal-Plant Relationships, Faculty of Agriculture, Tokyo University of Agriculture

** FUJISOFT

*** Chiyoda Sushi